

42 更生訓練所における「指定障害者支援施設」の指定に向けた取り組みと今後の課題

指導部 三好尉史 山添秀次 西村茂 後藤英信 石渡博幸 工藤裕司

職能部 杉原憲明 秋山静江

理療教育部 加藤博志

1. はじめに

平成18年10月に更生訓練所は「指定障害者支援施設」として埼玉県からの指定を受け、障害者自立支援法に基づく新たな事業体系のもとで、運営体制をスタートさせた。ここでは、指定に向けた取り組みと更生訓練所の新たな事業を報告すると共に今後の課題を整理していきたい。

2. 指定に向けた取り組みと更生訓練所の新たな事業展開

更生訓練所は平成17年2月に「更生訓練所の運営に関する検討委員会」を設置し検討を進めるとともに、平成18年3月にはリハセンター全職員を対象に、更生訓練所が目指している方向性について報告を行った。4月以降も引き続き、障害者自立支援法による指定障害者支援施設としてのサービス提供内容や指定基準に基づく職員配置等の検討を重ね、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労移行支援（養成施設）、施設入所支援の5つの事業を行う多機能型の指定障害者支援施設として、埼玉県の指定を受けるに至っている。平成18年10月からは、民間施設同様に県の指導・監査の対象となり、施設利用に当たっては市区町村が発行する受給者証に基づき契約する方式、利用期間も市区町村が決定することになった。また、出身市区町村に対する訓練等給付費などの給付費請求事務という新たな業務が発生するほか、市区町村への報告、受給者証の管理等リハセンターのように全国を対象にしている大規模施設としては、事務的な業務量が増加している状況にある。

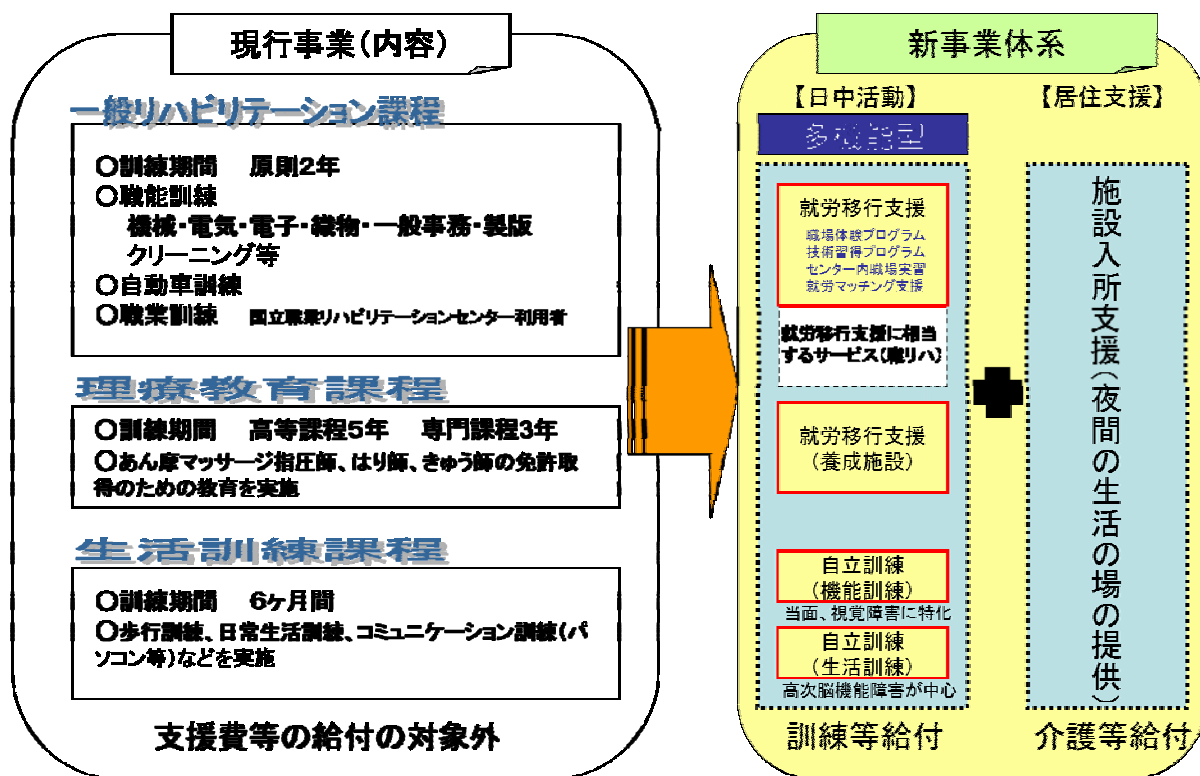
サービス面では利用者に対して質の高い障害福祉サービスが提供できるよう、サービスの提供プロセスを管理するサービス管理責任者を配置し、利用者のニーズに応じたきめ細かな個別支援計画に基づく障害福祉サービスが提供できるよう、試行錯誤を繰り返しながら支援を実施しているのが現状である。

3. 今後の課題とまとめ

多くの障害者施設が新体系への移行を見送る中、平成18年10月からの指定障害者支援施設に移行した更生訓練所としての準備期間は決して十分でなく、そのため、主だった課題だけでも下記のとおり多い。

- (1) 適切な支援が可能となる客観的な評価方法の確立
- (2) 知的障害者、精神障害者を含む3障害一元化に向けた取り組み
- (3) 職員の資質の向上と新たな専門性の構築
- (4) 多機能型の事業所として効率的な支援を可能にする組織再編と業務の効率化
- (5) 雇用と福祉、施設と地域支援機関の連携体制の確立
- (6) 相談から利用開始までのプロセスの整理と安定した定員確保に向けた取り組み

まずは年度内を目標に上記課題の整理もしくは整理に向けた道筋を立て、3年後に行われる見直しに向けた準備も開始しなければならないと考えている。そして、何よりも障害のある方々に一人でも多く、更生訓練所のサービスを選んでもらえるよう、引き続き提供するサービスの充実に努めていきたい。



更生訓練所の新事業への移行

平成18年10月	主な対象者	2～3年後イメージ	対象者	体制整備等
自立訓練 (機能訓練)	視覚障害 定員:20名	3障害を対象	身体障害 (肢体、聴覚 視覚、内部) *ADL非自立者含む	(設備) ・介護用トイレの改修及び増設 ・機能訓練室の確保 (人員の最低配置) 医師、看護師、PT、OT、ST
自立訓練 (生活訓練)	高次脳機能障害 定員:10名		精神障害 知的障害	(設備) ・訓練室の改修及び増設 (人員の最低配置) 医師、精神保健福祉士 精神障害者社会復帰専門職
就労移行 支援	身体障害 定員:100名	3障害を対象	身体障害 精神障害 知的障害	(設備) ・訓練室の改修及び増設 (人員の最低配置) 精神保健福祉士 精神障害者社会復帰専門職
就労移行 (養成施設)	視覚障害 定員:170名		変更なし	
施設入所 支援	身体障害 高次脳機能障害 定員:340名 ← 職リハ利用者 含む		身体障害 精神障害 知的障害	(設備) ・介護浴室の設置 ・介護用トイレの改修及び増設 ・居室の改修 ・介護ステーションの新設 (人員の最低配置) 医師、看護師、介護員

新事業の主な対象者と2～3年後のイメージ